

「パートナーシップ構築宣言」

当行は、サプライチェーンの取引先の皆様や価値創造を図る事業者の皆様との連携・共存共栄を進めることで、新たなパートナーシップを構築するため、以下の項目に重点的に取り組むことを宣言します。

1. サプライチェーン全体の共存共栄と規模・系列等を越えた新たな連携

直接の取引先を通じてその先の取引先に働きかける（「Tier N」から「Tier N+1」へ）ことにより、サプライチェーン全体での付加価値向上に取り組むとともに、既存の取引関係や企業規模等を超えた連携により、取引先との共存共栄の構築を目指します。その際、災害時等の事業継続や働き方改革の観点から、取引先のテレワーク導入やBCP（事業継続計画）策定の助言等の支援も進めます。

当行は、お客様との共存共栄を実現するため、これまで築いてきた地域シェアやお客様とのネットワークを活用し、コンサルティング機能を活かした提供価値の充実を図ることで、お客様の成長と課題解決の支援に取り組んでおります。

（個別項目）

a. 企業間の連携

・お客様の各種ステージに応じた本業支援に取り組むとともに、事業承継やビジネスマッチングなど課題解決のサポートに取り組んでまいります。

b. IT実装支援

・取引先の業務効率化や営業力強化にむけたデジタル化の支援に取り組むとともに、非対面チャネルの拡充やキャッシュレス化など、事業や暮らしに役立つサービス・情報の提供に取り組んでまいります。

c. 専門人材マッチング

・2020年11月より人材紹介事業を開始いたしました。地域やお客様の人材に関する課題解決に向け、経営の高度化や技術力向上に結び付く適切な人材の紹介やマッチングに取り組んでまいります。

2. 「振興基準」の遵守

親事業者と下請事業者との望ましい取引慣行（下請中小企業振興法に基づく「振興基準」）を遵守し、取引先とのパートナーシップ構築の妨げとなる取引慣行や商慣行の是正に積極的に取り組みます。

①価格決定方法

不合理な原価低減要請を行いません。取引対価の決定に当たっては、下請事業者から協議の申入れがあった場合には協議に応じ、労務費上昇分の影響を考慮するなど下請事業者の適正な利益を含むよう、十分に協議します。取引対価の決定を含め契約に当たっては、親事業者は契約条件の書面等による明示・交付を行います。

②手形などの支払条件

下請代金は可能な限り現金で支払います。手形で支払う場合には、割引料等を下請事業者の負担とせず、また、将来的には支払サイトを60日以内とするよう努めます。

③知的財産・ノウハウ

片務的な秘密保持契約の締結、取引上の立場を利用したノウハウの開示や知的財産権の無償譲渡などは求めません。

④働き方改革等に伴うしわ寄せ

取引先も働き方改革に対応できるよう、下請事業者に対して、適正なコスト負担を伴わない短期発注や急な仕様変更を行いません。災害時等においては、下請事業者が取引上一方的な負担を押し付けないように、また、事業再開時等には、できる限り取引関係の継続等に配慮します。

3. その他

「豊かな地域社会づくりに貢献する」との経営理念に基づき、取引先をはじめとした地域の皆さま、ステークスホルダーの皆さまとの公正・対等なパートナーシップを構築し地方創生に取り組む事で、地域社会の持続可能な発展と地域課題の解決に取り組んでまいります。

2020年12月18日

株式会社 栃木銀行

取締役頭取 黒本 淳之介

企業名

役職・氏名（代表権を有する者）

(備考)

- ・本宣言は、(公財)全国中小企業振興機関協会が運営するポータルサイトに掲載されます。
- ・主務大臣から「振興基準」に基づき指導又は助言が行われた場合など、本宣言が履行されていないと認められる場合には、本宣言の掲載が取りやめになることがあります。